

関西広域連合規約の変更について

1. 変更の理由

関西広域連合が処理する事務として、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく関西版総合戦略の策定を規定することに伴う所要の変更を行うものです。

2. 変更の概要

広域連合の処理する事務として、規約第4条第1項第1号に「まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画」を追加するとともに、これに伴う所要の改正を行い、別表についても経費区分を改める。

① 広域にわたる計画項目（第4条第1項第1号関係）の追加

- ・「まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画」を追加するとともに、既存の「防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画」および「広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く）」の規定を含め、3項目に分けて規定をする。

※ 第4条第1項第1号

- ア 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画
- イ まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画
- ウ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く）

② 上記の計画追加による団体規定の見直し（第4条第2項関係）

- ・奈良県が加入している2分野以外の事業、鳥取県が加入している3分野以外の事業を除く規定の所要の見直しをする。

③ 上記の計画追加による区分規定の見直し（別表関係）

- ・企画調整費に該当する経費の区分として、第4条第1号イ及びウを規定するとともに、事業費に該当する経費の区分として、第4条第1号アに規定する所要の見直しをする。

3. スケジュール（案）

○平成28年2月～3月 構成府県市議会において規約変更の議案上程

○平成28年3月下旬 総務大臣へ規約変更の許可申請

○平成28年4月～5月 総務大臣から規約変更の許可

※変更規約は総務大臣の許可のあった日から施行

関西広域連合規約新旧対照表

変更前	変更後																		
関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）	関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）																		
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）																		
第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる <u>防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務</u>	第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる <u>次に掲げる計画の策定及び実施に関する事務</u> ア <u>防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画</u> イ <u>まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画</u> ウ <u>広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）</u>																		
(2)～(9)（略）	(2)～(9)（略）																		
2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものと除外するものとする。	2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものと除外するものとする。																		
第4条第3項～第21条（略）	第4条第3項～第21条（略）																		
別表（第20条関係）	別表（第20条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の区分</th> <th>負担する構成団体</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</td> <td>均等割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>受験者数割 10分の10</td> </tr> </tbody> </table>	経費の区分	負担する構成団体	負担割合	総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の区分</th> <th>負担する構成団体</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</td> <td>均等割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>受験者数割 10分の10</td> </tr> </tbody> </table>	経費の区分	負担する構成団体	負担割合	総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
経費の区分	負担する構成団体	負担割合																	
総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10																	
第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10																	
経費の区分	負担する構成団体	負担割合																	
総務費 第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10																	
第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10																	

関西広域連合規約新旧対照表

変更前			変更後			
企画調整費	第4条第1項 第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 均等割（これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合）10分の10	企画調整費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 均等割（これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合）10分の10	
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合	事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体
第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10	
第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	
第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割）10分の5	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割）10分の5	
第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては、第1次産業就業者数割 10分の10)	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては、第1次産業就業者数割 10分の10)	
第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10	
第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10	
第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10	

関西広域連合規約新旧対照表

変更前			変更後		
第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10	第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の10	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。			事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		
備考（略）			備考（略）		
<u>附 則</u> (新規)			<u>附 則</u> この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。		